

神戸市六甲アイランド地区日照基準取扱要綱

昭和60年10月

神戸市

神戸市六甲アイランド地区日照基準要綱

1. 適用を受ける区域

別図のとおり。

2. 適用を受ける建築物（指定建築物）

適用区域内の住居地域に日影の影響を及ぼす、高さが10mを越える建築物。

3. 日照の基準

当該建築物の日影時間が次の表に掲げる日影時間以下となるよう建築計画をすること。

日影の影響を受ける地域 用途地域（容積率）	下記の敷地境界線からの距離を 越える範囲における日影時間	
	5m	10m
第1種住居地域（200%）	4時間	2.5時間
第1種住居地域（300%）	5時間	3時間

4. 日影の測定方法

前記の日影時間は次により作成した当該建築物の日影曲線図により測定する。

①冬至の日の午前8時から午後4時までの8時間における日影時間とする。

②測定位置は当該建築物の敷地の平均地盤面から4mの高さの位置とする。

③日影による建築物の高さの制限の緩和に関する措置は建築基準法施行令第135条の4の2に準ずる。

④建築物が日影時間の異なる区域の内外にわたる場合は建築基準法施行令第135条の4の3に準ずる。


⑤測定する場合の太陽の方位角及び高度は、それぞれ真太陽時及び北緯34度41分とする。

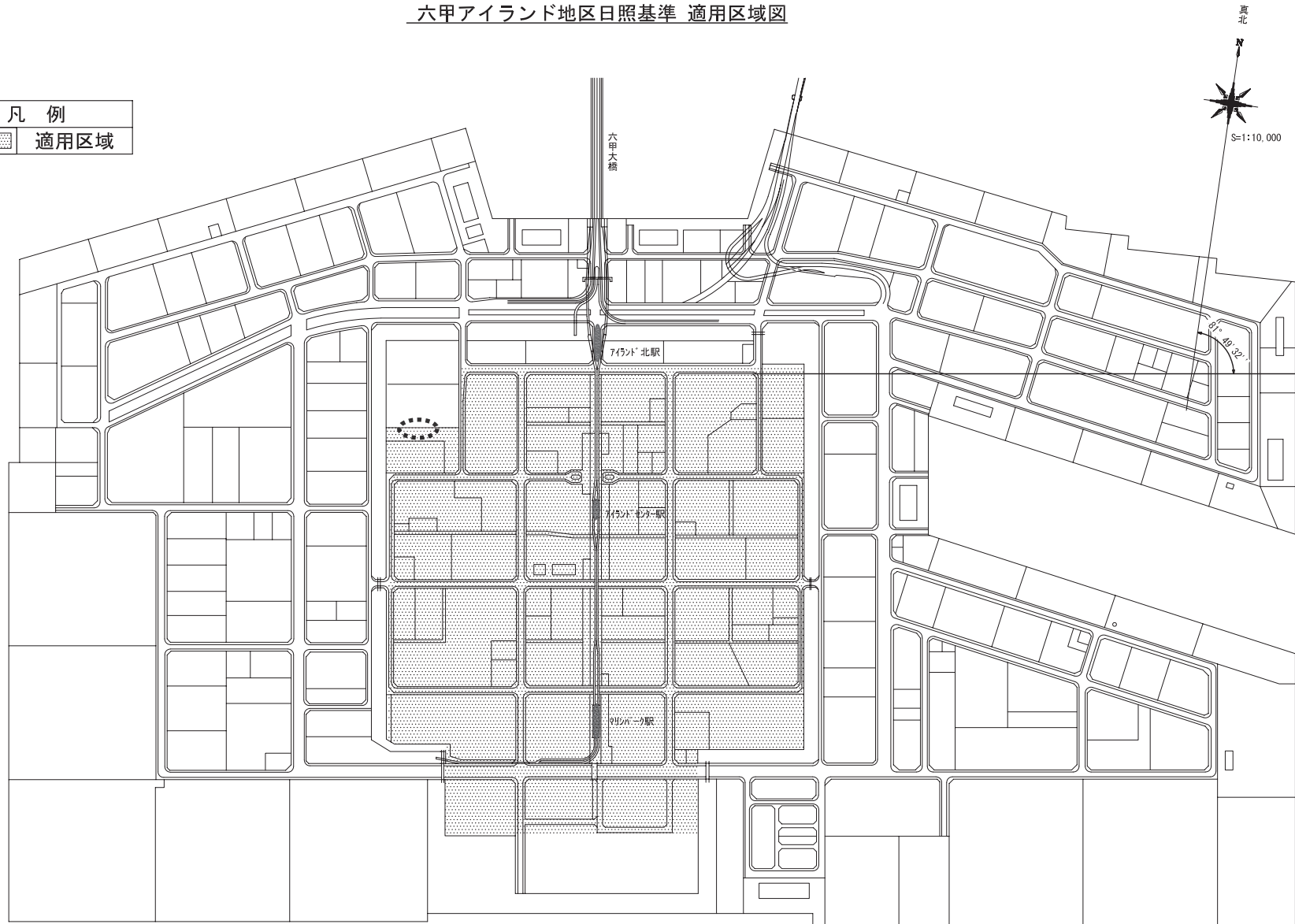
5. 日照の基準の特例


計画建築物の日影を受ける建築物が、住宅、学校、幼稚園、保育所、老人ホーム、病院、その他これらに類するもの以外の用途の建築物であり、かつ鉄筋コンクリート造などの堅固な構造である場合、その他将来も同一の用途に継続して使用される見通しのある場合で市長が適当と認めるときは、第3の基準を緩和することができる。

別 図

六甲アイランド地区日照基準 適用区域図

凡 例	
	適用区域



 :日照条件等を確認する地権者間の協定が締結されています

0 100 200 300 400 500m